補助金をご活用ください！

地域活性化・生活環境の向上

香美市リフォーム補助金

市内経済の活性化と市民の生活環境の向上を図るため、リフォーム工事費に補助金を交付します。

■対象者
香美市に住民登録されている方で、市税を滞納していない方

■対象となる住宅
補助対象者が居住し、市内に所有する個人住宅

■対象となる工事
次の全てを満たす住宅リフォーム工事
①市内に本社または本店を有する施工業者、または市内に住所を有する個人の施工業者による工事
②平成２８年２月２９日までに完了する１０万円（消費税抜き）以上の工事
※市の他の補助制度の対象となる工事や造園・新築・解体工事等は対象外

■補助率
２０％（補助上限額２０万円）
※申し込み後工事費に変更が生じても、補助金の増額はできません。

■申込期間
４月２１日（火）～１２月１８日（金）
土・日・祝日・昼休み（１２時～１３時）を除く。
先着順。予算枠に達した時点で終了。
予算の範囲を超えた日に受け付けした分は、抽選により申込者を決定します。

■申込方法
本庁総合案内・支所・出張所に設置する申込書に記入の上、提出してください。
申込書は香美市公式ホームページからもダウンロードできます。
※郵送不可

■受付場所
企画財政課・支所・繁藤出張所

■問い合わせ・申請先
企画財政課　☎５３−３１１４

クリーンエネルギーでCO_2削減

住宅用太陽光発電システム補助金

市では、地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電の一般住宅への普及促進のため、その費用の一部を補助します。

■対象者
次の全てを満たす方
①自らが居住する、または居住予定の市内の住宅（併用住宅も含む）か、新築住宅などに、平成２８年２月末までに太陽光発電システムを設置される方
※太陽光発電設備の最大出力が１０kW未満であること。
②電力事業者と、電灯契約ならびに太陽光発電設備との系統連系および余剰電力受給に関する契約を締結される方
③市税を滞納していない方
※すでに発電システムを設置した方や工事中の方は補助の対象になりません。

■補助金額
１kW当たり３万円で最大４kW（１２万円を上限）

■補助対象件数
予算の範囲内で２０件程度

■申請期間
４月２１日（火）～
土・日・祝日・昼休み（１２時～１３時）を除く。
先着順。予算枠に達した時点で終了。
予算の範囲を超えた日に受け付けした分は、抽選により申込者を決定します。

■申込方法
平成２７年４月１日以降に設置業者と契約後、香美市住宅用太陽光発電システム設置費補助金申請書類一式に記入のうえ、まちづくり推進課まで提出してください。
※郵送不可

■問い合わせ・申請先
まちづくり推進課 環境班
☎５３−１０６１

健康づくりの取り組みを応援します

健康づくり活動や、地域でのつながりを強めるための取り組みを進める団体に補助金を交付します。
※書類審査による選考あり
【事業名】 健康づくり地域ネットワーク推進事業
【補助金額】 １団体につき上限10万円
【申請締切】 ５月29日(金)
【補助対象】 30歳以上の香美市民で構成される５人以上の団体で、次の①と②両方の事業を行うもの
①健康に関する運動や講演会など
②地域での人と人のつながりを強める活動（次の内１つ以上を実施すること）
◆団体内でのお互いの見守り
◆団体への参加の勧誘
◆地域住民に対するがん検診の受診勧奨や健康に関する啓発
◆地域内での訪問・声かけなどによる独居高齢者等の定期的な見守りなど
【問い合わせ・申請先】
健康介護支援課健康づくり班
☎52・9282

生ごみ処理容器購入補助

各家庭から排出される生ごみの減量対策として、生ごみ処理容器を設置した場合、購入費用に対して予算の範囲内で補助金を交付しています。
【補助対象】 市内在住の方

〔補助内容（１世帯につき）〕

補助対象機種	補助率	補助額上限	補助基数（累計）※
ＥＭサポート	購入額の1/2	2，000円	２基
コンポスター	購入額の1/2	2，000円	１基
電気式処理容器	購入額の1/3	30，000円	１基

※前回補助を受けてから５年経過すれば累計に加算されません。

【問い合わせ・申請先】
まちづくり推進課
☎53・1061
香北支所☎59・2315
物部支所☎58・3111

国保だより

■問い合わせ・申込先
市民保険課保険班
☎５３−３１１５

人間ドックを受診する方に検査費用の助成があります

助成額
５，９００円程度

手続き方法

①　特定健診と人間ドックを同時に受診できる医療機関※で受診する場合
特定健診受診券の有効期限内に、医療機関に受診券を提出して人間ドックを受診すると、その場で助成額分を差し引いてもらえます。５月までに受診する方は、受診券を送付しますので、受診日が決まり次第お早めにご連絡ください。
※JA高知健診センター・高知検診クリニック・高知県総合保健協会など

②　①の医療機関以外で受診される場合
人間ドック受診日の２週間前までに、「特定健診受診券」「助成金の振込口座（受診者名義）が分かるもの」「認印」を持参し、市民保険課で手続きをしてください。５月までに受診する方は、受診券がなくても申し込みができます。
なお、助成の対象にならない医療機関がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【助成対象者】 ②の場合、次の全てに該当する必要があります。
◆平成２８年３月３１日現在で４０歳以上の方
◆人間ドック受診日に、市の国民健康保険の被保険者であること
◆国保税の滞納がない方
◆平成２７年度特定健診受診券を利用して特定健診を受診していない方
◆受診した人間ドック検査結果の提出に同意できる方
◆特定保健指導の対象となった場合は、特定保健指導を受けることに同意できる方
◆特定健診の実施医療機関で受診する方

毎年受けよう特定健診

今年度の特定健診対象者は、昭和５１年３月３１日以前生まれで、市の国保に加入している方です。**特定健診の受診券は６月初旬に送付予定**です。